平成19年度第3回大阪府都市計画公聴会速記録

「北部大阪都市計画用途地域の変更」について(高槻市)

1 と き 平成20年3月18日(火)

午前10時00分開会~午前10時20分閉会

2 と こ ろ 大阪府職員会館多目的ホール

大阪市中央区大手前2丁目1番2号

- 3 対象市町村 高槻市
- 4 出席者
 - (1)議 長 大阪府都市整備部総合計画課 参事 生嶋圭二
 - (2)公述聴取者 大阪府・関係市町村職員、関係住民その他
 - (3)公述人

1人

公述人A 高槻市の住民

[開会]

司会(真木) 皆さんおはようございます。お待たせいたしました。

ただいまから、平成19年度第3回大阪府都市計画公聴会を開催させていただきます。私は、本日の司会を務めさせていただきます、大阪府都市整備部総合計画課の真木と申します。よろしくお願いいたします。

公聴会の開催に当たりまして、皆様に御協力をお願いしたいことがあります。 まず、この建物は指定された喫煙場所以外は禁煙となっておりますので、おタバコ は御遠慮願います。それから、携帯電話をお持ちの方は電源を切っていただくか、 マナーモードに設定していただくよう、お願いいたします。

また、報道関係者の方へお願いします。写真撮影は公聴会の開会後5分間はフリーとさせていただきますが、その後は公聴会の妨げにならない範囲で取材をしていただきますようにお願いいたします。

それでは、公聴会を始めさせていただきます。本日の公聴会の進行につきまして は、大阪府都市整備部総合計画課参事の生嶋が議長として担当いたしますので、よ るしくお願いいたします。

「公聴会に関する説明]

議長(生嶋参事) 本日はお忙しい中、朝早くからお集まりいただきまして、 まことにありがとうございます。私は本日の議長を務めさせていただきます、大阪 府都市整備部総合計画課参事の生嶋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、開始に当たりまして、公聴会の趣旨及び都市計画の手続きについて御説明いたします。

先ほど、受付の方でお渡しいたしました都市計画の原案、こちらは大阪府が関係機関と協議を重ねながら作成したものでございます。今回の公聴会は、都市計画法第16条の規定に基づいて、お手元の都市計画の原案をもとに、皆様方の御意見をお伺いして、都市計画の案を作成するために開催するものでございます。本日は、去る2月25日から3月10日までの公述の申出期間内に、あらかじめ公述の申出をしていただいた1名の方に御意見を述べていただきます。

今後の都市計画の手続ですが、この公聴会で公述をしていただいた内容を速記により記録としてまとめます。そして、本日の公述内容を踏まえた上で、再度、関係機関等との協議及び調整を行い、都市計画法第17条に基づく縦覧を行うための都市計画の案を作成いたします。その後、作成した都市計画の案を縦覧することになります。この縦覧は、都市計画法により2週間行うことが定められておりまして、縦覧期間中には関係市町村の住民の方及び利害関係人の方は、大阪府に対し都市計画案に対する意見書を提出することができます。

また、本日の速記録と公述意見に対する大阪府の考え方を、都市計画の案の縦覧とともに公開し、大阪府のホームページにも掲載することとなっております。

縦覧の手続を経た後、都市計画の案を大阪府都市計画審議会に付議することになります。都市計画審議会に付議する際には、本日の公聴会の速記録とそれに対する大阪府の考え方を資料として提出いたします。また、縦覧期間中に都市計画の案に対する意見書が提出されておりました場合は、その要旨もあわせて審議会の資料として提出することになります。この都市計画審議会の審議を経まして、都市計画の案が承認されますと、都市計画が正式に決定されることになります。

次に、本日の公聴会の進行について御説明申し上げます。お手元の資料にあります公聴会の次第をごらんください。

最初に、今回公述の申出がありました1件の都市計画の原案の概要につきまして、総合計画課の担当から御説明いたします。なお、お配りしております資料のうち、今回公述の申出がなかった都市計画の原案についての説明は省略させていただきます。この説明が終わりましたら、この都市計画の原案についての公述を行っていただきます。公述に際しまして、私が公述をしていただく方のお名前をお呼びいたします。お名前を呼ばれましたら、壇上の公述人席の方まで来ていただきまして、お名前をおっしゃっていただいた後、公述を始めていただきます。

公述の内容につきましては、公述申出のときに提出いただきました要旨に従って お願いいたします。公述の申出をいただいた都市計画の案に関係がない内容につき ましては、公述することはできませんので念のため申し添えます。

公述を行う時間は、既に通知していますとおり30分以内とさせていただきますので、時間厳守でお願いいたします。終了の5分前になりましたらベルを1回鳴らします。終了時間になりましたらベルを2回鳴らしますので、速やかに公述を終了していただきまして、元の席にお戻りください。なお、公述時間は30分以内としておりますので、必ずしも30分間公述していただく必要はなくて、時間の前に公述を終えていただいても結構でございます。

最後に、公述人ほか御来場の皆様にお願いを申し上げます。

本日の公聴会は意見を述べていただく場でありまして、質疑応答を行う場では ございません。法令の規定により、あらかじめ公述の申出をいただいた方のみに 公述をしていただくことになっております。皆様方には、声を出したり拍手したり するなどの行為は慎んでいただきますよう、くれぐれもお願い申し上げます。

もし、公聴会の秩序や進行を乱すような発言、行為などがございました場合には、 大阪府都市計画公聴会規則第12条に基づき、この会場から退場していただくことも ありますので、御注意ください。

それでは、公述に先立ち、本日の公述の対象となる都市計画の原案について、総合計画課の担当の方から概要を説明させます。それでは、よろしくお願いします。

「都市計画の案について説明]

事務局(山本総括主査) 大阪府都市整備部総合計画課施設計画グループ総括主査の山本と申します。よろしくお願いします。北部大阪都市計画道路南平台日吉台線の変更素案について御説明させていただきます。お配りしております資料をごらんください。

都市計画道路南平台日吉台線は、昭和44年に都市計画決定され、延長4千240メートル、幅員22メートル、車線数4車線の都市計画道路で、高槻市南平台を起点とし、成合南の町に至る幹線道路です。本路線は、高槻市北部地域の東西交通の利便性を高め、市街地中心部を囲む環状道路の一部として、慢性的な渋滞が生じている市内中心部の交通を円滑に市域全体に分散する役割を担っています。

現在、南平台五丁目の約0.4キロ区間と、宮の川原四丁目から日吉台一番町の1.5キロが供用されており、今回、日吉台一番町から成合南の町の区間1.1キロを整備する予定ですが、整備に先立ち、この区間の一部において都市計画の変更を行おうとするものです。

当該区間の日吉台・宮が谷地域は、昭和44年の都市計画決定以降、宅地化が進み、 現都市計画道路は住宅地を通過する位置となっております。また、起点側の現地盤 高が高く、成合南の町が低くなっており、高低差が約50メートルあるため、道路面 と住宅地との高低差が大きく発生することになります。また、既に整備されている 名神高速道路についても、住宅地より高い位置を通っております。 この様な状況のもと、現都市計画位置で整備した場合、住宅地の中心部を道路が 通過することにより、地域分断が発生するとともに、本路線と名神高速道路との間 の狭あいな谷地に住居が取り残されることとなり、防災機能の低下や生活環境の悪 化が予想されます。

そのため、これらの課題を解消すべく検討を行った結果、道路の線形を一部変更 しようとするものです。

今回の都市計画変更素案の概要は以上でございます。

「公述人Aによる公述]

議長(生嶋参事) それでは、ただいまから公述を始めていただきます。 A さん、壇上の公述人席までお越しください。

(公述人A 登壇)

議長(生嶋参事) それではAさん、公述を始めてください。

公述人 A 本日、公述をさせていただきます、私、A でございます。どうぞよろ しくお願いいたします。

それでは、公述を始めさせていただきます。まず、今回の公聴会におきまして、 私の意見を述べさせていただく場を与えていただきましたことに、関係各位に大変 厚くお礼を申し上げます。

今回、南平台、先ほども御説明がございました。今回、南平台日吉台線の設計 計画変更案に関しまして、私の意見は次のとおりでございます。

まず、1963年、昭和38年に神戸・名古屋間に我が国初の高速道路ができ、現在も日本の大動脈的役割を果たしております。高度成長期より続きますモータリゼーションの波は現在も衰えることなく、なみなみと続いております。一家に一台の車の所有は当たり前の時代でございます。特に、行楽シーズン、道路渋滞はひどく、また交通事故などあれば逃げ道のない高速道路が渋滞として、延々と渋滞が続きま

す。また、朝夕のラッシュ時間帯は、名神高速、中国道、近畿道の3カ所の高速 道路及び自動車専用道路のジャンクションであります吹田インターチェンジの渋滞 は、目を覆いたくなるような現状でございます。このような行楽シーズンの渋滞 緩和、朝夕の渋滞緩和のため、第二名神が平成7年に計画決定されたとお聞きして おります。

先ほど述べましたが、第二名神工事に伴い、成合地区に第二名神インターチェンジと第二名神のジャンクションが計画されております。インターチェンジを利用する車が、この成合地区に大変多く入ってくる予定でございます。そのために、平成17年及び16年ごろに、16年から17年にかけて都市計画さん、現在の高槻市産業部さんが、渋滞緩和のためにこの南平台日吉台線の事業計画を決定されたようでございます。高槻でそのようにお聞きしております。

今回、整備されます南平台日吉台線は、日吉台地区、宮が谷地区でございまして、 先ほどもございましたが、1.1キロにわたる区間が整備されます。この宮が谷地区 の計画は、先ほどもございましたが、昭和44年、約40年前にただ丘陵地でございま したところに道路計画をつくったものでございます。日吉台地区は、名神の開通の 時期、昭和38年ごろに開発が進み、宮が谷地区に至りましては、計画決定後の6年 後、昭和50年に開発が始まっております。

計画決定後40年の間に、周りの生活環境は大きく変わりました。特に、宮が谷地区は名神高速等の拡幅工事により、住宅地の一部が大きく変わったと先輩諸氏

からお聞きしております。

このような地区に新しく道路をつくる、現在の計画道路を着工されますと、先ほども都市計画の中ではございましたように、一部の地域が構造物、要するに名神の構造物、また新しい道路の高低差のある構造物の狭間で生活を余儀なくされ、右を見ても、左を見ても住宅より高い道路に挟まれて生活しなくてはならないということでございます。このように、生活に不適正な現状としまして、ましてこのようなものができますと、大変暮らしにくくなると私は考えております。

そこで現在の、先ほどもございましたが、計画変更案でございます。それによりまして、現行のまま整備されますと約90億円という莫大な予算がかかります。新しく設計変更されます計画案によりますと約70億円、何と23億円もの経費圧縮ということが、高槻市様より地区住民に提示されております。また、この現行案のまま行きますと、197世帯が立ち退きを余儀なくされ、また、新しい計画案ですと133軒に納まると。約64軒の方々が現在のまま生活を送ることができると。

ただ、送るだけじゃなしに、この新しい計画道路によりまして、公害が発生する可能性がございます。このような、ただ単に、ほかのアクセス道路をつくるのに関しまして、ただ名神の渋滞をなくすために、我々、宮が谷地区の方が公害に悩まされると、これもまた理不尽なことだと私は考えております。

そのためにも、23億円という多大な料金は出ます。この事業には地権者もかかわ

ります。もちろんこの場に残られる方もかかわります。その方々のために、公害問題に対して、その23億円を有効に使っていただきたい。そうでないと、やっぱり皆様が御協力願った価値がないと思います。どうか、この23億円を、余りに莫大な数字なので私もちょっとあれがとれませんけども、有効な活用というんですか、地区住民の方々のために、残られる方々のためにも23億円を有効に使っていただきたいと思います。

またこの近辺に、同じく高槻東道路が整備されます。この高槻東道路によりまして、聞き及びますところによりますと、大型専用道路だということもお聞きしております。その一部の方々が勘違いされて、この地区、宮が谷地区に大型車両が入ってくる場合もございます。そういう方をなくすためにも関係機関と協議されまして、宮が谷地区に大型車両の流入がないように大型規制をされたり、また、排気ガスをばらまきます。そういうふうな夜間の走行、大変地元の住民が困られます。そういうことのないように、関係機関と協議されますように、節に願う所存でございます。

ちょっとピントは、ずれているかしれませんけども、現在、児童が成合線車道を 歩いて通学されております。この通学路は、歩道と車道の区別がございません。 新しい道路がもしもできましたら、安全な歩道を利用した通学、通園の確保を願い たい。将来ある子供たちに、安全な道の確保を、確かに住宅地にこういう道路が 通るということは、大変大きな問題だと思います。でも、つくらなければどうしよ うもないというところまで、現在にきておるような状況でございます。私が状況と言いましても、聞き及んだことでございますので、詳しいことは申し上げられませんが、ただ、そういうふうな説明を受けております。

どうか、この住宅地に、宮が谷地区に道路を通すのであれば、本当に生活環境を考えた、皆々様が「道路ができて本当によかった」とは絶対に申されません。私も一個人としたら、こういう道路を通ることには、住宅地の真ん中を通ることは反対でございます。でも、今後、将来見据えまして、ずっと考えますと、ああ、この道路がなければ成合地区、私の家の目の前が道路、1日1万台からの道路が通るわけです。ということは、大変な渋滞を起こします。それを考えますと、道路を整備されて、確かに排気ガスのもと、そういうこともございますけども、現在は確かに防音壁とかああいうものが発達しております。また、地盤も振動の少ないように一部グリーン地帯を設けられるということも聞いております。そういうもので有効にされまして、どうか地区住民の方々の将来を考えたような設計をしていただきたい。そしてまた、いい道路をつくっていただきたいと節に望んでおります。

大変短くございますが、私の意見でございます。なお、このように多くの方々に 集まっていただき、私一人だけ意見を述べるというのは大変な緊張をしたんでござ いますけども、どうかこの意見が反映されますようにお願いしたいと思います。 以上でございます。 議長(生嶋参事) どうもありがとうございました。

[閉会]

以上で、公述の申出がありました公述人の発言は終了いたしました。

本日は大変お忙しいところ、貴重な御意見をお聞かせいただきまして、まことに ありがとうございます。また、会場の皆様方には都市計画公聴会へお越しいただき、 ありがとうございました。

これをもちまして、平成19年度第3回大阪府都市計画公聴会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。